



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 ムーンバット株式会社
代 表 者 代表取締役・社長執行役員 中村 卓司
(コード番号 8115 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役・執行役員 管理本部長 山田 隆二
(TEL. 075-361-0381)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
- (2) コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査役室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
- (3) 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
- (4) 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
- (7) 監査役は独立した立場にたって、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
- (2) リスク管理委員会において、当社及び子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
- (2) 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
- (2) 定期的に実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議するとともに、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (3) 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。

(4) 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 当該使用人に対して監査役が指示した補助業務については、取締役の指揮命令権が及ばないこととする。

8. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は監査役に対して、定期的に以下の事項について報告する。
 - イ. 取締役会にて審議、報告された案件
 - ロ. 内部監査の結果
 - ハ. 内部通報制度を利用した通報の状況
 - ニ. その他業務執行に関する重要な事項
- (2) 上記以外においても、当社及び子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は隨時、以下の事項を監査役に報告する。
 - イ. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
 - ロ. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
 - ハ. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
 - ニ. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
 - ホ. 重要会議の開催予定
- (3) 取締役及び使用人は、監査役から要請があった場合には必要な資料を添えて説明する。
- (4) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- (2) 代表取締役と監査役との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (3) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上